



レインフォレスト・アライアンス 持続可能な農業基準 第1.3版 -改訂点について

2023年6月1日 上松 紀代子

本日の内容

- 基準第1.2版から第1.3版への移行について
- 農場認証基準—3つの主要改訂点
- 認証基準（第1章～6章）—主要変更点
- 本認証審査（3年周期）
- 質疑応答
- リンク集

質問がございましたら、適宜ZoomのQ&Aに書き込んでください。
本日の説明会資料、録画は後日共有させていただきます。

第1.2版から第1.3版への移行

タイムライン

	2023年7月1日まで	2023年7月1日以降
内部監査	可能な限り第1.3版	第1.3版
認証審査	第1.2版	第1.3版
不適合の解消	要件によっては第1.2版の方が厳格な対策を必要とする場合があります。その場合は、第1.3版で要求される範囲で不適合の解消が可能。	第1.3版

農場認証基準 —3つの主要改訂点

1. 認証基準の範囲

第1.2版

農場要件の範囲は全農場。

第4章農業は全農場に適用される総合的害虫管理や農薬に関する要件以外は、認証農作物に焦点が当てられている。

第1.3版

農場要件の範囲は全農場。

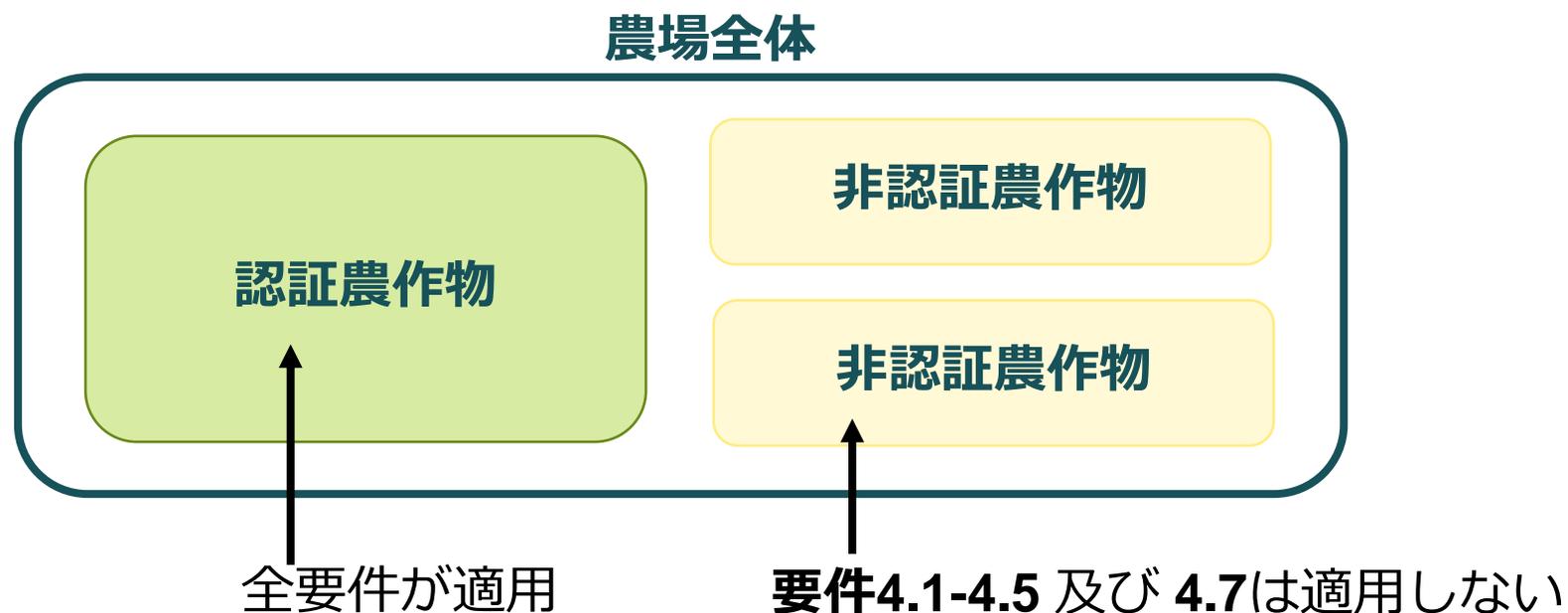
第4章農業は全農場に適用される**農薬管理（4.6）に関する要件以外**は、認証農作物に焦点が当てられている。

農場認証保有者は、次の条件を満たしていれば、地理的に離れた場所にある農場単位を認証範囲から除外することができます。

- **除外する農場単位が、常に非認証農作物の生産のみに使われている。**
- **除外する農場単位が、認証農作物を生産している農場単位に近接していない。**

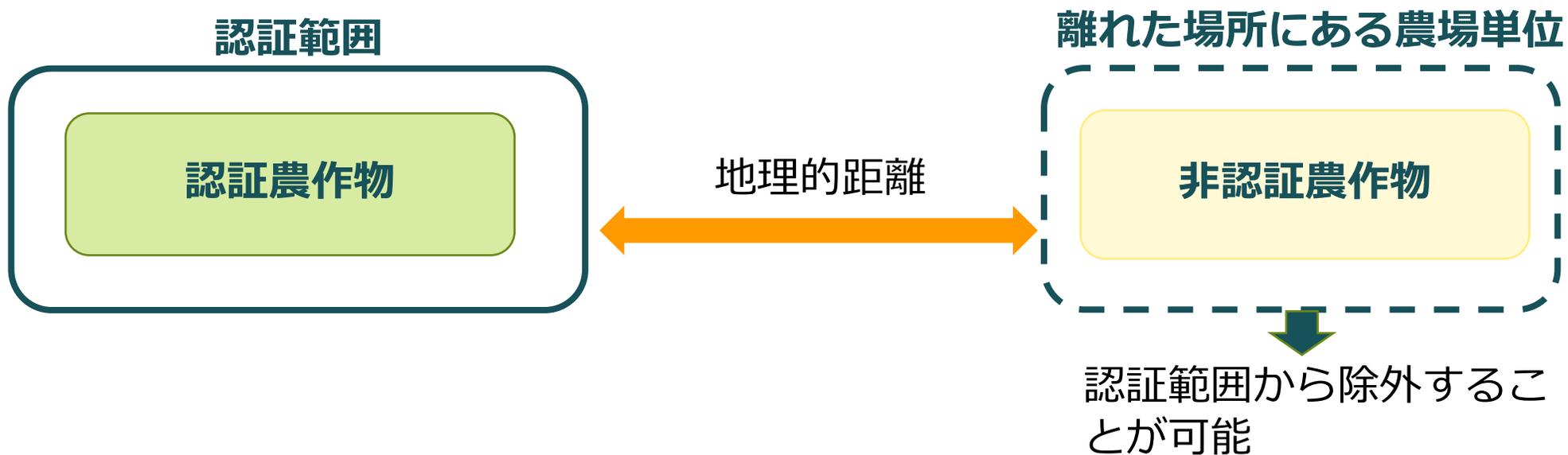
農場認証の範囲

- 農場認証範囲は**農場全体**
- **第4章：農業要件**は**認証農作物**にのみ適用
- **要件4.6：農薬管理**は**農場全体**に適用



農場認証の範囲

- 地理的に離れた場所にある農場単位については認証範囲から除外することができます：
 - ✓ 除外する農場単位が、常に**非認証農作物**の生産のみに使われている。
 - ✓ 除外する農場単位が、認証農作物を生産している農場単位に**近接していない**。



2. 小規模と大規模農場の定義

第1.3版:

正規労働者が10人またはそれ以上の場合は大規模農場。

理由

- 正規労働者が20人がこれまでの大規模農場の定義でした。そのため多くの農場が「小規模農場」のカテゴリに分類されました。
- 認証農場の多くの労働者との協議と分析の結果、10人の正規労働者を基準とすることが決定されました。
- 臨時労働者をさらに保護するための措置が取られることになりました。

「小規模農場」と「大規模農場」の定義

小規模農場



= 正規労働者が10人未満のすべての農場

大規模農場



= 正規労働者が10人以上いるすべての農場

3. 臨時労働者を雇用する農場への「社会」要件の追加適用について

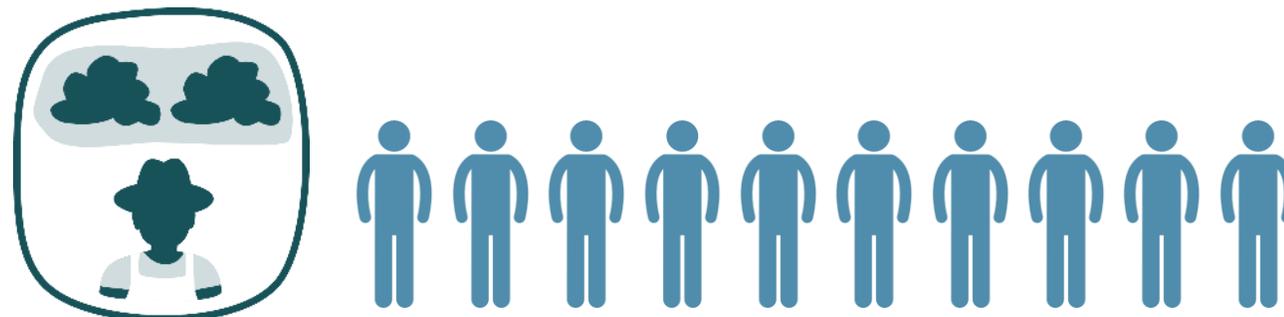
基準第1.3版は以下の労働者を雇用する小規模農場において一定の「社会」要件が適用されます：

- **臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している**
- または**暦年中の臨時労働者が50人以上**である

理由

- 基準第1.2版では、1年で平均して労働者5人以上を採用している小規模農場に一定の要件が適用されていましたが、複雑すぎるため、昨年5月に要件適用を削除しました。それ以降、小規模農場では一定の要件が適用されなくなりました。
- ただし、小規模農場でも臨時労働者を雇用するため、一定の「社会」要件の適用がなければ、また小規模および大規模農場について定義改定を適応させた場合、臨時労働者の社会的保護が弱くなってしまうことが考慮されています。

臨時労働者の多い小規模農場



- **臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している**
- **暦年中の臨時労働者が50人以上である**



5.2, 5.3, 5.5 ,5.6の中の**1 1**の追加要件が適用される。

3. 臨時労働者を雇用する農場への「社会」要件の追加適用について

一定の「社会」要件とは：

5.2.1 結社の自由、権利、情報、制限

5.2.2 労働者組織または労働組合の活動に対する差別の禁止

5.2.3 結社の自由、遂行

5.2.4 結社の自由、情報

5.3.1 書面と口頭による契約

5.3.6 給与支払いの予定と記録

5.3.12 書面による契約

5.5.2 残業

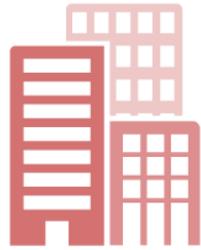
5.5.3 出生時育児休業と権利

5.6.2 応急処置

5.6.4 労働者のための飲料水

レインフォレスト・アライアンス 持続可能な農業認証基準2020

主要変更点 第1.2版 から 第1.3版へ



サプライチェーン要件



農場要件



サプライチェーン要件、農場要件の両方

第1章：管理

主要变更点



1.1.5

1つの委員会で
一つ以上の問題
に対応できる



委員会

- ✓ 苦情解決制度 (要件 1.5)
- ✓ ジェンダー平等 (要件 1.6)
- ✓ 評価対処 (要件 5.1)



1つの同一の委員会が3つの要件すべてを
取り扱うことが可能。



<新> 要件 1.1.5



変更点:

単純化:

- 要件1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を 1.1.5 に統合しました。
- 責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。

<p>1.1.5 責任者は、以下の問題を担当する責任者の代表を少なくとも1人任命し、責任ある担当者で構成される委員会を設置する。1つの委員会で、次の問題を複数取り扱うことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 苦情解決制度（1.5を参照） • ジェンダー平等（1.6を参照） • 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処（5.1を参照） <p>委員会は、次の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 問題についての見識があり、意思決定力がある。 - 小規模農場の場合は団体構成員、大規模農場やサプライチェーン業務の場合は労働者によって選ばれた責任ある担当者が含まれている。 - 公平で利用しやすく、ジェンダーへの配慮があり、団体構成員や労働者および社会的弱者から信頼されている。 - ジェンダー平等の問題を取り扱う委員会には、女性が少なくとも1人含まれている。 <p>小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと事前評価対処に関して委員会の代わりに責任担当者1人を置くことが認められる。</p>				
--	--	---	---	---

要件 1.2.2 と 1.2.3



変更点:

統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2 と 1.2.3 の要件を統合しました。

1.2.2	<p>業務委託先がレインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準に該当する要件を確実に遵守するためのメカニズムが導入される。</p> <p>これは、農場の物理的制限内での現場、加工、および/または労働力の提供を行う業務委託先に有効です。</p>		✓	✓	✓
1.2.3	<p>作業前または作業時に認証規則への遵守を証明する、<u>認証製品の最新の下請業者</u>とサプライヤーおよび仲買人の一覧を保持する。</p> <p>農場の場合、このサプライヤー一覧は、購入先の他の農場のみを参照する。</p>		✓	✓	✓



1.2.2	<p>認証製品の最新の業務委託先、サプライヤー、仲買人、下請業者の一覧を保持する。</p> <p>それらの業者が認証範囲内の業務を遂行する間に本基準の適用要件を遵守するよう確実に期すための制度が導入される。</p> <p>農場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - これは、圃場での業務、加工処理業務、労働派遣業務に対して適用される。 - 「サプライヤー」とは、農場が他の農場から認証製品を購入している場合に、その販売者を指す。 <p>参考資料：「手引き書U：業務委託先への適用性」</p>		✓	✓	✓
-------	--	--	---	---	---



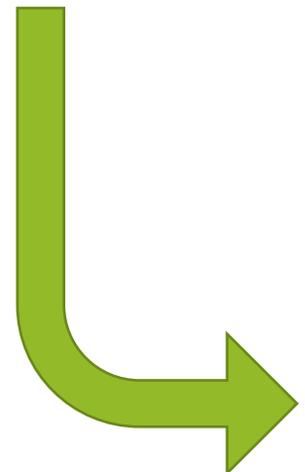
要件 1.2.5

変更点:

単純化：小規模農場に課されていた広範な労働者記録の管理の要件を削除しました。

<p>1.2.5 正規および臨時労働者の最新の情報一覧を保持する。各労働者ごとに、以下の情報が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 雇用の開始日と終了日 賃金 <p>住居が提供される労働者の場合、登録には以下が追加記載される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の住所 家族の人数 家族の誕生日 <p>軽作業を行う子供（12～14歳）および若年労働者（15～17歳）の場合、登録には以下が追加記載される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居住所 親または法的保護者の名前と住所 学校登録（該当する場合） 仕事や業務の種類 毎日および毎週の労働時間 <p>適用に関する注記：サプライチェーン認証の場合、この要件は社会論題トピックで高リスクなため第5章の要件に準拠する必要がある認証保有者にのみ適用される。</p>	<p>平均5人以上労働者を採用している場合に該当する</p>	<p>✓</p>	<p>✓</p>	<p>✓</p>
---	--------------------------------	----------	----------	----------

	生産者団体認証			個別認証
	小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.5	<p>✓</p>	<p>✓</p>	<p>✓</p>	<p>✓</p>



<p>1.2.5 正規および臨時労働者に関して、労働者ごとに以下の情報を含んだ最新の記録を保持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 雇用の開始日と終了日 賃金 <p>住居が提供される労働者に関しては、追加で以下の情報を記録に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の住所 家族の人数 家族の誕生日 <p>軽作業を行う子供（12～14歳）および若年労働者（15～17歳）に関しては、追加で以下の情報を記録に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の住所 親または法的保護者の氏名と住所 学校登録（該当する場合） 仕事や業務の種類 日あたり、および週あたりの労働時間 <p>適用に関する注記：サプライチェーン認証に際しては、社会的な項目に関して高いリスクがあり、ゆえに「第5章：社会」の要件の遵守が必須とされる認証保有者に対してのみ、この要件が適用される。</p>				
--	--	--	--	--

要件 1.2.6



変更点:

単純化：小規模農場に課されていた臨時労働者の登録の要件を単純化しました。

1.2.6	<p>正規および臨時労働者の最新の情報一覧を保持する。労働者ごとに以下の情報が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 賃金 <p>読み書きのできない団体構成員は、上記の情報を口頭で提供することができる。</p>				
-------	---	---	--	--	--



1.2.6	<p>正規労働者に関しては、労働者ごとに以下の情報を含んだ最新の記録を保持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 賃金 <p>臨時労働者に関しては、労働者の数のみが要求される。</p> <p>読み書きのできない団体構成員は、上記の情報を口頭で提供することができる。</p>				
-------	--	---	--	--	--

要件 1.3.1



変更点:

調整：リスク査定¹の頻度を管理計画の頻度に合わせるための選択肢を調整しました。

1.3.1	<p>責任者はリスク査定ツールを使用して、少なくとも3年ごとにこの基準の要件に関連して<u>リスク査定</u>を実施する。リスク緩和策は<u>管理計画</u>に含まれている。</p> <p> 付属文書S3を参照：リスク査定ツール</p>		✓	✓	✓
-------	---	--	---	---	---



1.3.1	<p>責任者は、リスク査定ツールを使用して、少なくとも3年ごとに、本基準の要件に関連した<u>リスク査定</u>を実施する。</p> <p>関連性がある場合は、リスク査定を毎年、確認および更新する。 管理計画にリスク緩和策を含める。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		✓	✓	✓
-------	--	--	---	---	---

要件 1.4.1



変更点: 文章を短くし、単純化しました。

1.4.1	<p>団体構成員（農場の場合）および農場/施設、および/または対象範囲内のその他の関係者がレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準に遵守しているかどうかを評価するために、<u>内部監査システム</u>を導入する。そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体構成員（農場の場合）、（処理・加工）施設、および 認証範囲内のその他の関係者（下請業者、仲買人、業務委託先を含む）の年次監査。最初の認証審査の前に、これらすべての関係者を内部で監査する必要がある。 認証初年度の範囲：レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の適用するすべての要件 初年度以降の範囲：<u>リスク査定</u>（農場の場合は、1.3.1参照）、前年の内部監査、および審査結果に基づく <p>農場範囲のみの場合：各農場単位が少なくとも3年ごとに審査されるようにローテーションシステムが導入されている。遠隔農場単位の場合、少なくとも6年ごとに行われる。</p> <p>適用に関する注記：内部監査は、複数の組織（団体構成員、農場/施設、業務委託先、下請業者）が認証に含まれている場合に実行される。</p>				
-------	--	--	--	---	--



1.4.1	<p>責任者は、<u>内部監査システム</u>を導入して、認証範囲内のすべての関係者の遵守状況を、年に1回、評価している。</p> <p>そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農場の場合は、<u>団体構成員の農場</u>、<u>加工処理施設</u>、<u>保管施設</u>、他の関係者（<u>下請業者</u>、<u>仲買人</u>、<u>業務委託先</u>など） サプライチェーンの場合は、<u>施設</u>および<u>下請業者</u> <p>外部審査の実施前に、すべての関係者に対して次のように内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証1年目は、本基準のすべての適用要件を対象として内部監査を実施する。 認証2年目以降は、<u>リスク査定</u>（農場の場合は1.3.1を参照）の結果と前年の内部監査および外部審査の結果に基づいて内部監査を実施する。 <p>農場範囲のみの場合：各農場単位が少なくとも3年ごとに審査されるようにローテーションシステムが導入されている。遠隔農場単位の場合は、少なくとも6年ごとに審査されるようにする。</p>				
-------	--	--	--	---	--

要件 1.4.2



変更点: 文章を短くし、単純化しました。

1.4.2	<p>責任者は、年に1回の<u>自己査定</u>を実施して、自身のコンプライアンスと、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準への<u>認証範囲</u>のすべての関係者のコンプライアンスを評価している。</p> <p>農場認証保有者の場合、自己査定には、<u>団体構成員</u>および<u>認証の対象となるその他の組織</u>（<u>下請業者</u>、<u>仲買人</u>、<u>業務委託先</u>、および<u>加工施設</u>を含む）の<u>内部監査</u>の結果が含まれる。</p> <p>複数施設のサプライチェーン認証保有者の場合、自己査定には、<u>下請業者</u>を含む<u>施設</u>の<u>内部監査</u>が含まれる。</p>
-------	---



1.4.2	<p>責任者は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準のすべての関連要件への自身の<u>遵守</u>と、<u>認証の範囲</u>のすべての関係者の<u>遵守</u>を評価するために、<u>年次自己査定</u>を行う。</p> <p>責任者は、1.4.1に定められた通りの<u>内部監査</u>の結果を、自己査定の記入に使用する。</p>
-------	---



変更点:

削除：農場250軒に対して内部監査員を最低1人設置しなければならないという要件を削除しました。この要件は農場に適切なサポートをもたらすことを目的としていますが、その目的を他の方法でも達成できる可能性があるためです。

1.4.4	内部監査員と農場の数の比率は、250の農場に対して少なくとも1人の内部監査員でなければならない。内部監査員は、1日に6つを超える農場を監査することはできない。内部監査員は研修を受け、研修内容に基づいて評価され、適切な内部監査の実践に関するスキルを習得している必要がある。			✓	
-------	---	--	--	---	--



1.4.4	内部監査員は、1日あたり7件以上の農場を監査することはできない。内部監査員は研修を受け、研修内容に基づいて評価され、内部監査の実践に関する適切なスキルを習得している必要がある。			✓	
-------	--	--	--	---	--

要件 1.5.1

変更点:

単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。



1.5.1 内部告発者を含む個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会が技術的、社会的、または経済的ならゆる性質の事業活動および/または業務によって悪影響を被ったという苦情を提起できるようにする苦情解決制度が導入されている。苦情解決制度は、他の企業との協力を通じて、または業界プログラムまたは慣行化された制度を通じて、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)に従い、直接提供することができる。苦情解決制度は、現地語で利用可能にする必要がある。また、読むことができないか、あるいは、インターネットにアクセスできない人も利用できなければならない。苦情解決制度には、少なくとも次の要素を含めなければならない。

- ・ 苦情に関する知識を持ち、公平で、利用しやすく、ジェンダーに配慮した、意思決定力のある苦情処理委員会。
- ・ 苦情処理委員会は、責任者によって形成され、少なくとも1人の団体構成員/労働者代表が含まれなければならない。
- ・ 苦情解決制度には、労働者、団体構成員、職員、バイヤー、サプライヤー、先住民、コミュニティを含む、内部および外部の利害関係者のための適切な提出窓口が設置されている。
- ・ 匿名の苦情が受け入れられ、守秘義務が尊重される。
- ・ 人権および労働者権利の苦情は、是正制度、および状況に応じて、事前評価対処委員会および/またはジェンダー委員会/担当者との協力に基づいて是正される。
- ・ 苦情および合意された対策が文書化され、適切な範囲内に関係者と共有される。
- ・ 苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用/団体構成員の資格の終了、報復または脅威から保護される。

事前評価対処委員会（該当する場合）：5.1.1参照
ジェンダー委員会/担当者：1.6.1参照



付属文書S4：是正プロトコル参照



手引きC：苦情処理手続き参照

1.5.1 内部告発者を含む、個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会が、認証保有者の事業活動に関連する苦情を提起できるようにする、苦情解決制度が導入されている。苦情は、技術的、社会的、または経済的問題を含め、基準のどの部分に関連するものでも構わない。苦情解決制度は、認証保有者によってまたは第三者によって提供されることが認められる。

苦情解決制度には、少なくとも次の要素が含まれる。

- ・ 苦情処理委員会 (1.1.5を参照)
- ・ 苦情処理制度は、いかなる言語での提出も認め、字を読めない人やインターネットを利用できない人が利用可能である
- ・ 匿名の苦情が受け入れられ、守秘義務が尊重される。
- ・ 人権および労働者の権利に関する苦情は、改善プロトコルに従って改善される
- ・ 苦情および取り組みが文書化され、適切な期間内に、被害を受けた人と共有される。
- ・ 苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用/団体構成員の資格の終了、報復または脅威から保護される。

SA-S-SD-23付属文書第5章を参照：社会

SA-G-SD-6手引き書Eを参照：苦情解決制度



1.1.5 責任者は、以下の問題を担当する少なくとも1人の責任者代表を任命し、担当者からなる委員会を設置する。1つの委員会、次の1つ以上の問題を取り扱うことが認められる。

- ・ 苦情解決制度 (1.5を参照)
- ・ ジェンダー平等 (1.6を参照)
- ・ 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処 (5.1を参照)

委員会は、

- それらの問題に見識があり、意思決定力がある
- 構成員/労働者によって選ばれた、小規模農場の団体構成員、または大規模農場/サプライチェーン事業の労働者を代表する責任者が含まれる
- 公平で利用しやすく、ジェンダーに配慮されていて、団体構成員/労働者や社会的弱者から信頼されている
- ジェンダー平等の問題を取り扱う委員会には、少なくとも1人の女性が含まれる

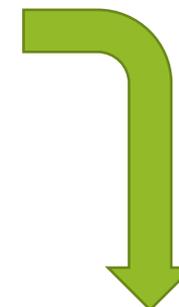
小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと評価対処に関しては、委員会の代わりに担当者を置くことが認められる。

要件 1.6.1 変更点:



単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。

1.6.1	<p>責任者は以下によって <u>ジェンダー平等の促進</u>を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>団体構成員/労働者</u>への書面による声明。・ <u>ジェンダー平等と女性のエンパワメントの促進</u>に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会を任命する。大規模農場の場合を除き、責任者は、委員会の代わりに担当者を任命することを可能にする。 <p>担当委員会/担当者の責任は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>ジェンダー平等と女性のエンパワメント</u>について知識を持ち精通している・ 委員会の場合、少なくとも1人の女性と1人の責任者を含む・ 団体構成員/労働者に知られており、話しかけやすく、信頼されている <p> 手引き書F：ジェンダー平等参照</p>
-------	--



1.6.1	<p>責任者は以下によって <u>ジェンダー平等の促進</u>を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>団体構成員/労働者</u>への書面による声明。・ <u>ジェンダー平等と女性のエンパワメントの促進</u>に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会を任命する（1.1.5を参照） <p>SA-G-SD-7手引き書Fを参照：ジェンダー平等</p>
-------	--

1.1.5	<p>責任者は、以下の問題を担当する少なくとも1人の責任者代表を任命し、担当者からなる委員会を設置する。1つの委員会で、次の1つ以上の問題を取り扱うことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>苦情解決制度</u>（1.5を参照）・ <u>ジェンダー平等</u>（1.6を参照）・ <u>児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処</u>（5.1を参照） <p>委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none">- それらの問題に見識があり、意思決定力がある- <u>構成員/労働者</u>によって選ばれた、小規模農場の<u>団体構成員</u>、または大規模農場/サプライチェーン事業の<u>労働者</u>を代表する責任者が含まれる- 公平で利用しやすく、ジェンダーに配慮されていて、<u>団体構成員/労働者</u>や社会的弱者から信頼されている- <u>ジェンダー平等の問題</u>を取り扱う委員会には、少なくとも1人の女性が含まれる <p>小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと評価対処に関しては、委員会の代わりに担当者を置くことが認められる。</p>
-------	--

第2章：トレーサビリティ

主要変更点



要件 2.1.3

変更点: 明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスバランスには適用されなくなりました。

2.1.3	認証製品は輸送、保管、加工を含む、すべての段階で非認証製品から視覚的に分離されている。			✓	✓
-------	---	--	--	---	---



2.1.3	認証製品は輸送、保管、加工処理を含む、すべての段階で非認証製品から視覚的に分けられている。これはマスバランス製品には適用されない。			✓	✓
-------	---	--	--	---	---

要件 2.1.8

変更点: 文章を調整して、物理的な販売受領書でなくてもよいことを明確にしました。



2.1.8	団体構成員は、団体構成員の名前、団体構成員ID、日付、製品の種類、数量などの受領書を確実に保管する。	✓	✓		
-------	--	---	---	--	--



2.1.8	団体構成員は、団体構成員の氏名、団体構成員ID、日付、製品の種類、数量などの販売受領書（電子的または物理的な形式）を確実に保管する。	✓	✓		
-------	--	---	---	--	--

要件 2.1.12

変更点:

明確化：トレーサビリティの文書に関する要件の適用対象を明確にしました。

2.1.12	文書には、 <u>トレーサビリティの種類と認証製品の法的所有権および/または物理的所有権</u> が変更された場合のパーセンテージ（該当する場合）が含まれている。
--------	---



2.1.1 2	文書には、 <u>トレーサビリティの種類と、認証製品の法的所有権および/または物理的所持</u> が変更された場合のパーセンテージ（100%未満の認証の場合）が含まれている。これは、 <u>消費者向け最終製品の販売には適用されない。</u>
------------	--

要件 2.2.3



変更点: 明確化： マスバランス製品への適用についての規定を明確にしました。

2.2.3	レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、出荷が行われた、または数量を紛失した四半期の終了時から2週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される。  付属文書S6を参照：トレーサビリティ			✓	✓
-------	---	--	--	---	---



2.2.3	レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、出荷が行われた、または数量を紛失した四半期の終了時から2週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される。 マスバランス数量の場合、適用対象の詳細はSA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ				
-------	--	--	--	--	--

要件 2.2.4 **変更点:** 文章を調整して、明確にしました。

2.2.4	一般に公開される商標使用の場合、包材用および広報資料向けの「レインフォレスト・アライアンス2020 ラベル表示と商標方針」に従って、承認が取得されている。			✓	✓
-------	---	--	--	---	---



2.2.4	包材用および広報資料向けの一般に公開される商標使用に先んじて、「レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標方針」に従って承認が取得されている。				
-------	--	--	--	--	--

要件 2.2.5 変更点: 文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。

2.2.5 1つの取引として結合される出荷には、その取引を個々の出荷に関連付けるのに十分な情報が含まれている。



2.2.5 1つの取引として結合される出荷には、その取引を個々の出荷に関連付けるのに十分な情報 (例えば、数量、トレーサビリティの種類、送り状番号、出荷コードおよび日付) が含まれている。

要件 2.2.6 変更点: 文章を調整して、明確にしました。

2.2.6 認証保有農場によるトレーサビリティプラットフォームの権限を付与する書面による確認と当事者双方による確認が入手可能な状態にある。



2.2.6 トレーサビリティプラットフォームでトレーサビリティ代行者を務める認証保有者は、適用されるトレーサビリティ要件に準拠している。

要件 2.3.1

変更点: 文章を調整して、明確にしました。

要件 2.3.2

変更点: 文章を調整して、明確にしました。
数量の残高がマイナスになることは認められません。

要件 2.3.3

変更点: 明確化：オリジン・マッチング（原産国一致）の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。

要件 2.3.4

変更点: 明確化：購入および販売についての原産国情報の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。

要件 2.3.5

変更点: 文章を調整して、明確にしました。

2.3.1	数量クレジットは、実際に発生する可能性のある手順に対してのみ転換されている。転換により以前の製品に戻すことはできない。
2.3.2	マスバランスとして販売される製品の数量は、認証済みとして購入された数量で100% 包含されている。
2.3.3	認証済みとして販売される数量は、原産国情報の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。  付属文書S6：トレーサビリティを参照
2.3.4	認証製品として販売された数量の購入および販売に関する書類には、認証および非認証の購入（入荷）数量に関する国レベルの原産地情報が含まれている。  付属文書S6：トレーサビリティを参照
2.3.5	クレジット取引は、認証内に限定されている。ある認証から別の認証への移動には、関連製品の出荷が伴う。



2.3.1	数量は、実際に発生する可能性のある手順に対してのみ転換されている。転換により以前の製品に戻すことはできない。
2.3.2	マスバランスとして販売される製品の数量は、認証済みとして購入された数量で100% 包含されている。数量の残高がマイナスになることは、いかなるときも認められない。
2.3.3	認証済みとして販売される数量は、原産国情報の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオのマスバランス製品にのみ適用される。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ
2.3.4	認証製品として販売された数量の購入および販売に関する書類には、認証および非認証の購入（入荷）数量に関する国レベルの原産地情報が含まれている。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオのマスバランス製品にのみ適用される。 SA-S-SD-20付属文書第2章を参照：トレーサビリティ
2.3.5	ある認証保有者から別の認証保有者へのマスバランス数量の移動には、必ず、当該製品の物理的な出荷が伴うものとする。物理的な出荷を伴わない数量取引は、同一の認証範囲内の團場/施設間でのみ実施可能。

第3章：収入と責任の共有

主要変更点

要件 3.1.1 (自己選択型改善要件)



変更点:

新規の指標として、収穫された製品1kgあたりの認証農作物からの純収入を追加しました。

<p>3.1.1</p>	<p>団体責任者は、生産経費（例えば、肥料、農薬、有給労働、設備の費用）の主要な決定要因に関するデータを収集し、<u>団体構成員</u>のサンプルの<u>認証農作物</u>からの純収入（総収入-生産経費=純収入）を計算する。団体責任者は、分析データを団体構成員と共有する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 収穫された製品 1kgあたりの生産経費 				
--------------	--	--	--	---	--



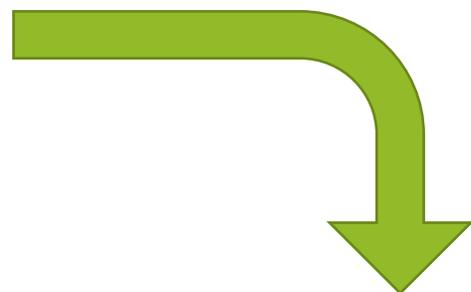
<p>3.1.1</p>	<p>団体責任者は、生産経費（例：肥料、農薬、有給労働、設備）の主要な決定要因に関するデータを収集し、<u>団体構成員</u>のサンプルの<u>認証農作物</u>からの純収入（総収入-生産経費=純収入）を計算する。団体責任者は、分析データを団体構成員と共有する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 収穫された製品1kgあたりの生産経費 • 収穫された製品1kgあたりの<u>認証農作物</u>からの純収入 				
--------------	--	--	--	---	--



要件 3.2.2 変更点:

訂正：サステナビリティ差額の指標のカテゴリに「住居」を追加しました。

3.2.2	<p>レインフォレスト・アライアンスのサステナビリティ差額は、生産者および/または労働者の利益のために使用される。農場責任者は、少なくとも年に一度、以下を文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 数量ごとに受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額。各バイヤーからのサステナビリティ差額の支払いについては、市場価格、品質プレミアムまたは農作物や国別のプレミアムなどのその他のプレミアムと明確に区別される個別の記録を保持する。 サステナビリティ差額が、A) 生産者の利益のため、および/またはB) 指定カテゴリを含む、労働者の利益のために、どのように使われているか。サステナビリティ差額が労働者の利益のために使われる場合、農場責任者は、優先順位とサステナビリティ差額の配分について、労働者代表と協議する。サステナビリティ差額は、賃金、労働条件、健康と安全、および住居の各カテゴリに対して配分できる。 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額の金額（合計および数量ごと） a) 賃金、b) 労働条件、およびc) 健康と安全のカテゴリに対する、A) 自己使用、およびB) 労働者の利益への、受け取った合計金額に占めるサステナビリティ差額の割合。
-------	--



3.2.2	<p>レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額は、生産者及び/または労働者の利益のために使用する。</p> <p>農場責任者は、少なくとも年に一度、以下を文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 数量ごとに受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額。各購入者からのサステナビリティ差額の支払いを、市場価格や他のプレミアムとは明確に区別して別途記録する。他のプレミアムには、品質プレミアムのほか、農作物または国ごとに適用されるプレミアムが含まれる。 サステナビリティ差額を、A) 生産者の利益のため、及び/または、B) 労働者の利益のために、特定の区分を含む、各区分でどのように使用しているか。サステナビリティ差額を労働者の利益のために使用する場合、農場責任者は、優先順位とサステナビリティ差額の配分について労働者代表と協議する。サステナビリティ差額は、賃金、労働条件、健康と安全、住居の各区分に対して配分できる。 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け取ったレインフォレスト・アライアンスのサステナビリティ差額の金額（合計および数量ごと） 受け取ったサステナビリティ差額の合計金額のうち、a) 賃金、b) 労働条件、c) 健康と安全、d) 住居の各区分で、A) 自己使用とB) 労働者の利益のために使用した割合
-------	---

第4章：農業

主要変更点



要件 4.1.2

変更点: 新しい植栽の作付体系に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。

要件 4.1.3 (必須改善要件)

変更点: 病害虫や疫病の予防、生物学的サイクルの破壊に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。

4.1.2	新しい植栽には、十分に確立された作付体系がある。以下がその例となる。 <ul style="list-style-type: none"> 使用する品種の要件 地理的、生態学的、農学的条件 発根深度と土壌用途が異なる農作物の多様化と混作により、土壌の品質と健康を向上 植栽密度 	☑	☑	☑
番号	必須改善要件			
4.1.3 L1	生産者は、病害虫や病気を防ぎ、それらの生物学的サイクルを破壊し、土壌の健康を支援し、雑草管理を改善するための対策を実施する。 このような対策には、混作や、輪作や休耕地にするなど、農作物のサイクルの合間に行われる対策が含まれる。  手引き書Hを参照: 総合的病害虫管理(IPM)	☑	☑	☑

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.1.2	新しい植栽には十分に確立された作付体系があり、例として次のような点が考慮されている。 <ul style="list-style-type: none"> 使用する品種の要件 地理的、生態学的、農学的な条件 発根深度と土壌用途の異なる農作物を使った多様化や混作（土壌の品質と健全性の向上） 植栽密度 		☑	☑	☑
番号	必須改善要件				
4.1.3 L1	生産者は、病害虫や疫病を防ぎ、その生物学的なサイクルを妨げ、土壌の健全性を支援し、雑草管理を改善するための対策を実施する。このような対策には、混作のほか、輪作や休耕地にするといった農作物周期の合間に行われる対策が含まれる。 参考資料：「SA-G-SD-9手引き書H：総合的病害虫管理 (IPM)」	☑	☑	☑	☑





要件 4.2.2 (必須のスマートメーター)

変更点 (農場要件)：剪定周期に従った剪定とその指標の測定に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。

番号	必須のスマートメーター			
4.2.2	生産者は4.2.1の要件に従って <u>剪定</u> を行う。 指標 ・ 農作物の必要性、農業生態学的条件および適用可能な剪定手引きに従って適切に剪定する <u>団体構成員</u> の割合	✓		

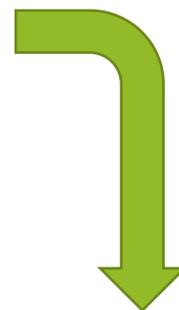


番号	必須のスマートメーター	生産者団体認証		個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者 小規模/大規模
4.2.2	生産者は、4.2.1の要件に従って <u>剪定</u> を行う。 指標 ・ 農作物のニーズ、農業生態学的な条件、および適用される剪定の手引きに従って、適切に剪定している <u>団体構成員</u> の割合	✓		✓

要件 4.4.1

変更点（農場要件）：単純化して、明確にしました。
4.4.3の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1の土壌評価に含めました。文章を調整して、明確にしたほか、4.4.3の要件の内容をここに移動しました。

4.4.1	責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して土壌評価を実施し、少なくとも3年に1回これを更新する。土壌評価には、該当する場合、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none">・ 侵食されやすい地域と斜面・ 土壌構造・ 土壌深度と土壌層位・ 圧縮領域の高密度化・ 土壌水分と土壌中の水位・ 排水条件・ 栄養不足の視覚的症狀のある領域の特定		✓	✓	✓
4.4.3	責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して、主要栄養素と有機物を含む定期的な土壌試験および/または（視覚的な）葉の試験を実施する。多年生植物の場合、これは少なくとも3年に1回、一年生植物の場合は少なくとも年に1回行う。		✓	✓	✓



4.4.1 責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して土壌評価を実施する。土壌評価には、以下が含まれる。

- a. 侵食されやすい地域と斜面
- b. 土壌構造
- c. 土壌深度と土壌層位
- d. 圧縮領域の高密度化
- e. 土壌水分と土壌中の水位
- f. 排水条件

g. 主要栄養素と有機物のレベル。これは、その地域の代表的なサンプルに対する土壌試験または栄養素不足の症狀の視覚的な観察（葉の試験）、もしくはその両方を通して評価する。

土壌評価を少なくとも3年に1回、更新する。

年間周期で栽培される農作物の場合は、「g. 主要栄養素と有機物のレベル」を毎年評価する。



要件 4.4.3

変更点（農場要件）：要件を削除しました。単純化して、明確にしました。4.4.3の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1の土壌評価に含めました。



要件 4.4.7 (必須のスマートメーター)



変更点 (農場要件) :

- 追加：有機肥料を使用している団体構成員の割合を、指標として追加しました。
- 適用対象に団体責任者を追加しました。

4.4.7	生産者は、 <u>無機肥料</u> の使用を監視および最適化する。				
	指標 <ul style="list-style-type: none"> • ヘクタールあたりのN、P、Kの量 (kg/ ha、年または作付サイクルごと) 小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。	✓	✓		✓



番号	必須のスマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.4.7	生産者は、 <u>有機および無機肥料</u> の使用を監視および最適化する。				
	指標 <ul style="list-style-type: none"> • 有機肥料を使用している団体構成員の割合 • 1ヘクタールあたりのN、P、Kの量 (kg/ha、年または作付周期ごと) 小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。	✓	✓	✓	✓



要件 4.5.2 と <新> 要件 4.5.8 L2 (必須改善要件)

変更点 (農場要件) :

調整：天敵の監視を、レベル2の新規の要件である4.5.8に移動して、導入までの時間を長くしました。

4.5.2	<p>生産者は、定期的に病害虫とその主要な天敵を監視する。</p> <p>監視記録は、生産者の代表的なサンプルのために、大規模農場と団体責任者によって管理される。記録には、日付、場所、病害虫の種類、または有益な昆虫が含まれる。</p>	✓	✓	✓	✓
-------	--	---	---	---	---



4.5.2	<p>生産者は、病害虫を定期的に監視し記録する。</p> <p>大規模農場は監視記録を管理し、団体責任者は、生産者の代表的なサンプルの監視記録を管理する。記録には、日付、場所、病害虫の種類を含める。</p>	✓	✓	✓	✓
-------	--	---	---	---	---

番号	必須改善要件				
4.5.8 L2	<p>生産者は、病害虫の主な天敵を定期的に監視し記録する。</p> <p>大規模農場は監視記録を管理し、団体責任者は、生産者の代表的なサンプルの監視記録を管理する。記録には、日付、場所、天敵の種類を含める。</p>	✓	✓	✓	✓

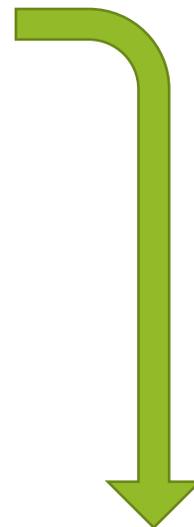
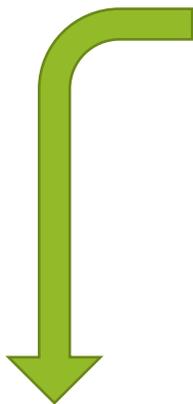
第5章：社会

主要变更点

要件 5.1.1

変更点:

委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。



5.1.1	<p>言質 責任者は、以下を行うことにより、<u>児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処</u>を行うことを約束する。 事前評価対処システムを担当する責任者代表の任命。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模農場、個別に認証された農場、サプライチェーン認証保有者の場合、任命された責任者代表と労働者代表（1人または複数人）で構成される委員会に、事前評価対処システムを管理する権限を与える。労働者代表（1人または複数人）は労働者によって選ばれる。 団体責任者の場合、任命された責任者代表と団体構成員の代表者で構成される委員会に、事前評価対処システムを管理する権限を与える。 団体責任者は、委員会の代わりにのみ、責任者代表の任命を選択できる。 <p>委員会のメンバーは</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントに関する知識を持っている。 団体構成員/労働者に対して公平で、話しかけやすく、信頼されている。 <p>コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者代表/委員会は、責任者、苦情処理委員会、ジェンダー担当者/委員会と協力する。 少なくとも年に一度、責任者および（生産者団体）職員これらの4つの問題に対し啓発する。 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムを整備していることを労働者/団体構成員に書面で通知する。この情報は常に中心施設に見えるように表示されるものとする。 <p> 手引き書Lを参照：事前評価対処</p>
-------	--

5.1.1	<p>約束（コミットメント） 責任者は、以下を行うことにより、<u>児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処</u>を行うことを約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対処システムの管理を担当する委員会の任命（要件1.1.5を参照） <p>委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者ならびに苦情とジェンダー問題の管理を担当する委員会/人物と協力する。 少なくとも年に一度、責任者および（生産者団体）職員に対し、これらの4つの問題について啓発する。 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムを整備していることを労働者/団体構成員に書面で通知する。この情報は、常に、中心的な場所に見えるように表示されている。 <p>SA-G-SD-11手引き書Lを参照：事前評価対処</p>
-------	---

1.1.5	<p>責任者は、以下の問題を担当する少なくとも1人の責任者代表を任命し、担当者からなる委員会を設置する。1つの委員会で、次の1つ以上の問題を取り扱うことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情解決制度（15を参照） ジェンダー平等（16を参照） 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処（51を参照） <p>委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> それらの問題に見識があり、意思決定力がある 構成員/労働者によって選ばれた、小規模農場の団体構成員、または大規模農場/サプライチェーン事業の労働者を代表する責任者が含まれる 公平で利用しやすく、ジェンダーに配慮されていて、団体構成員/労働者や社会的弱者から信頼されている ジェンダー平等の問題を取り扱う委員会には、少なくとも1人の女性が含まれる <p>小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと評価対処に関しては、委員会の代わりに担当者を置くことが認められる。</p>
-------	--



結社の自由と団体交渉

要件5.2.1, 5.2.2, 5.2.3, 必須改善要件5.2.4 L1（農場要件）

適用対象を調整:

5.2.1 労働組合または労働者団体に参加する権利に関する要件

5.2.2 労働組合または労働者団体の活動に対する差別や報復の禁止

5.2.3 労働者代表の労働組合の職務遂行

5.2.4 L1 結社の自由と団体交渉権の効果的な承認に関する情報

小規模農場の臨時労働者の社会的保護を強化するために、一定の基準を超えて労働者を雇用する**小規模農場にも適用**されます。

小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である



賃金と契約

要件5.3.1

- 適用対象を調整：書面と口頭による契約についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。

5.3.1

3か月以上連続して雇用される正規労働者および臨時労働者は、雇用主と労働者の双方が署名した書面による雇用契約を有する。3か月未満の期間で雇用される正規労働者および臨時労働者は、少なくとも口頭で契約を結ぶ必要がある。雇用主は、口頭による契約の記録を保管する。

すべての契約には、少なくとも以下が含まれる。

- 職務
- 勤務場所
- 労働時間
- 賃率または賃金計算方法
- 残業代率
- 支払いの頻度または予定
- 控除、現物給付などの福利厚生
- 有給休暇
- 病気、障害、事故の際の医療休暇と保護
- 該当する場合、契約終了の通知期間

小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である

要件5.3.2

- 文章を明確にし、適用対象をすべての小規模農場に拡大しました。

賃金と契約

要件5.3.3と5.3.4



変更点:

統合：最低賃金に関する5.3.3と5.3.4の要件を、すべて5.3.3にまとめました。

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.3.3	労働者、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定（CBA）で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、支払いは少なくとも週48時間の労働時間または国の法定労働時間制限のいずれか低い方に基づいて、最低賃金でなければならない。		✓		✓
5.3.4	労働者、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定（CBA）で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、支払いは少なくとも週48時間の労働時間または国の法定労働時間制限に基づく少なくとも最低賃金のいずれか低い方でなければならない。	✓		✓	



5.3.3	労働者は、適用される最低賃金か団体交渉協定(CBA)で交渉された賃金のいずれか高いほうを、最低でも受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、週あたり48時間または国の法定労働時間制限の少ないほうの労働時間数に基づく最低賃金を、最低でも支払われる。	✓	✓	✓	✓
-------	--	---	---	---	---

賃金と契約 要件5.3.6と5.3.7



変更点:

統合：給与支払いの予定に関する5.3.6と5.3.7の要件を、すべて5.3.6にまとめました。また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。

5.3.6	<p>労働者は、定期的な間隔で、ただし少なくとも月1回、給与が支払われる。労働者と雇用人の両当事者が、その支払い予定に合意する。</p> <p>労働者ごとに、労働時間（定時および残業）および/または生産量（該当する場合）、賃金と控除の計算、支払われた賃金の記録が保管されている。労働者には、各支払いに上記の情報が含まれている給与明細が提供される。</p> <p>ILO 賃金保護条約、1949年(第95号)</p>	✓	✓	✓
5.3.7	<p>労働者は、定期的な間隔で、ただし少なくとも月1回、給与が支払われる。労働者と雇用人の両当事者が、その支払い予定に合意する。</p> <p>団体構成員ごとに、労働時間（定時および残業）および/または生産量（該当する場合）、賃金、現物給付、控除の計算の記録が保管されている。記録は、各労働者が支払いを受け取ったときに署名される。</p> <p>ILO 賃金保護条約、1949年(第95号)</p>	平均5人以上労働者を採用している場合に該当する		

5.3.6	<p>労働者は、労働者と雇用主の双方が同意した定期的な間隔で、少なくとも毎月、給与を受け取る。労働時間（所定労働時間と残業）、および/または生産量（該当する場合）、賃金と控除の計算、および支払われた賃金の記録を労働者ごとに保管する。この情報を含む支払いの証拠（物理的または電子的な形式）を、毎回の支払いに際して労働者に提供する。</p> <p>ILO賃金保護条約、1949年（第95号）</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓
-------	--	---	---	---



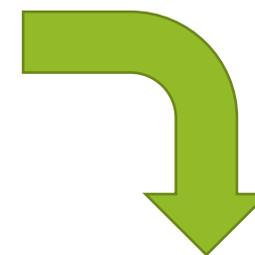
賃金と契約 要件5.3.9と5.3.10



変更点:

統合：5.3.9と5.3.10の要件を、すべて5.3.10にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
5.3.9	<p>労働者派遣業者を利用している場合、責任者は契約書と文書化された監視制度を用意し、労働者派遣業者が以下に該当することを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当する場合、管轄の国内当局によって認可または認証されている。 該当する法的要件に準拠している。 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。 本基準の労働者関連要件5.3および5.5に準拠している。 <p>すべての採用費用は、労働者ではなく、責任者が支払う。</p> <p>ILO 民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)</p>		✓	✓	✓
5.3.10	<p>労働者派遣業者を通している場合は、名前、連絡先、労働者派遣業者の正式な登録番号（労働者派遣業者が正式に登録されている場合）が、記録される。</p> <p>労働者派遣業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。 本基準の労働者関連要件5.3および5.5に準拠している。 <p>すべての採用費用は、労働者ではなく、農場が支払う。</p> <p>ILO 民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)</p>	✓			
	<p>5.3.10 生産者は、労働者派遣業者を使用する場合は、その氏名、連絡先情報、正式な登録番号（存在する場合）を記録する。労働者派遣業者は、次の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。 本基準の労働者に関連する要件5.3および5.5を遵守している。 <p>採用費用はすべて、労働者ではなく農場が支払う。</p> <p>ILO民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-46手引き書U：業務委託先への適用性」</p>	✓	✓	✓	✓





賃金と契約

要件5.3.12 L1（必須改善要件）

- 適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。

小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である

要件5.3.13 自己選択型改善要件

- 適用対象を調整：インフレ率に応じた賃金の調整が、小規模農場と団体責任者にも適用されます。



生活賃金

要件5.4.2と新要件5.4.5（自己選択型改善要件）

- 調整： 5.4.2に含まれていた賃金改善計画をめぐる労働者代表との協議に関する部分を、新規の要件である5.4.5（自己選択）に移動しました。

5.4.2	総報酬があらゆる種類の労働者に適用される水準基準を下回っている場合、責任者は労働者代表と協議して、目標、取り組み、日程、責任者など、該当する水準基準に向けて改善するための賃金改善計画を実施する。		✓	✓	✓
-------	---	--	---	---	---



番号	自己選択型改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.4.5	責任者は、賃金改善計画に関して労働者代表と協議する。		✓	✓	✓



労働条件

要件5.5.1

- 調整：警備員の所定労働時間の上限を週60時間としました

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.5.1	<p>労働者の勤務時間が、1日あたり8時間、1週あたり48時間の所定労働時間を超えない。さらに、労働者は最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩、最大6日間の連続勤務の後に少なくとも1日の休暇を与えられる。</p> <p>警備員の所定労働時間は、週60時間または適用規制で定められた時間の短いほうを上回らない。</p> <p>ILO労働時間（工業）条約、1919年（第1号） ILO労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号）</p>	✓	✓	✓	✓



労働条件

要件5.5.2

- 調整：残業の例外適用が拡大され、一定条件下ですべての作物に適用されます。また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。

小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である

5.5.2	<p>残業は任意であり、以下の場合にのみ許可される。</p> <ul style="list-style-type: none">a 適時に依頼される。b 国内法または団体交渉協定のどちらか高いほうに従って残業代が支払われる。法律や団体交渉協定がない場合は、通常の賃金水準の1.5倍以上が支払われる。c 残業により安全衛生リスクを増大させることがない。残業時間中の事故率が監視され、所定労働時間中よりも高い場合は残業が削減される。d 残業後に労働者が安全に帰宅する交通手段がある*。e 週の総労働時間が60時間を上回らない。例外的な状況に関してはh)を参照。f 労働者は、最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩を取り、24時間中に少なくとも10時間の連続した休息を取る。g 労働者ごとに所定労働時間と残業時間が記録されている*h 収穫物の損失防止を目的として6週間までの短期間に行う必要がある特定の作業に関しては、年間12週間までの限度内で、週24時間までの残業が認められ、労働者が21日まで連続して勤務できる。この種の作業には、播種、植え付け、収穫、生鮮農作物の加工処理が含まれるが、これらに限定されない。 <p>*小規模農場の生産者団体の場合は、団体構成員労働者には適用されない。</p> <p>ILO労働時間（工業）条約、1919年（第1号） ILO労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号） 2010農業における安全と健康に関するILO行動規範 2018国際労働会議第107回セッション、労働時間に関する一般研究</p>	✓	✓	✓	✓
-------	---	---	---	---	---



労働条件

要件5.5.3

- 単純化：授乳できる場所の詳細を手引き書に移動しました。男性も含めるため、「出産休暇」を「出生時育児休業」としました。また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。

<p>5.5.3 正規労働者は、適用法に従って、有給出生時育児休業、および親を対象とした権利と福利厚生を与えられる。適用法がない場合、労働者は少なくとも12週間の有給出生時育児休業を与えられ、そのうち少なくとも6週間を出産後に取得する。出生時育児休業後は、休業前と同じ条件で、差別を受けず、また年功序列の喪失や賃金控除の対象となることもなく、復職することができる。</p> <p>妊娠中、授乳中、または最近出産した労働者は、柔軟な勤務スケジュールを設定することができ、勤務地も考慮される。授乳中の女性は、1日あたり追加で30分の休憩2回、および授乳に適した場所を与えられる。</p> <p>ILO母性保護条約、1952年（第183号）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である </div>				
--	--	--	--	--

健康と安全

要件5.6.1

- 明確化：健康と安全のリスク分析を行う専門家に関する文章を明確にしました。

<p>5.6.1</p>	<p>責任者は、認証範囲内の職場の労働安全衛生リスクを分析し、これに際して適切な技術的知識を持った職員または外部専門家の支援を得る。少なくとも以下の点を考慮した適切な対策を管理計画に明記し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク分析 • 規制の遵守 • 労働者の研修 • 安全衛生を確保するための手順と設備（飲料水など） <p>労働安全衛生の欠如が原因となった事故の頻度と種類を記録し（性別ごと）、農薬使用に関連する事故も含める。</p> <p>小規模農場の生産者団体の場合、これは自分自身の施設に対して行われる。</p> <p>ILO職業上の安全及び健康に関する条約、1981年（第155号） ILO農業における安全健康条約、2001年（第184号）</p>				
---------------------	--	--	---	---	---



健康と安全

小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である

要件5.6.2

- 適用対象を調整：救急箱についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています。

要件5.6.4

- 文章を単純化し、飲料水の検査（少なくとも3年に1回）についての行を追加しました。
- 適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています

5.6.4

労働者は、次のいずれかの方法で常に十分かつ安全な飲料水を利用することができる。

- 公共の飲料水システム、または
- 少なくとも3年に1回、あるいは要件5.6.1のリスク査定の中でリスクが特定された場合にはそれ以上の頻度で検査される、責任者によって提供される飲料水。

責任者は、汚染を防ぐため、飲料水源、配水システムおよび容器を維持管理する。

瓶や容器に保管されている飲料水は蓋をすることで汚染から保護されており、少なくとも24時間ごとに新しい飲料水と交換されている。



要件5.7.1と 5.7.4 L1（必須改善要件）

- 調整：5.7.1に含まれていた住居に関する主要要件の一部を5.7.4 L1に移動しました。

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.7.4 L1	<p>農場敷地内の生活環境が次のように改善されている。</p> <p>場所と構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水をはじめ、極端な気候条件による影響を緩和するための対策が講じられている。 あらゆる気象および気候条件で確実に空気が動くような自然の換気がある。 <p>健康と衛生</p> <p>適切な衛生設備と洗浄設備がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 換気改良汲み取り式便所、または汚水処理システムもしくは下水設備がある場合は下水設備に接続されたトイレ。 トイレまたは換気改良汲み取り式便所、小便器、手洗い設備、シャワーまたは浴室設備は、最大15人につきそれぞれ1個が設置されている。手洗い設備には、蛇口と洗面器が装備されている。 寝室に調理場の煙が流入しない。 採光（自然光と人工光）が十分である。 <p>快適さと適切な生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事や休憩の間の、慣習に適した屋根のあるまたは快適な場所が労働者に提供される。 <p>団体宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ベッドを3段以上、設置しない。 団体宿泊施設には大きな居住空間がある。 				
			✔		✔



要件5.8.2

変更点：

文章を明確化しました。生産者に求められる権利を、「法的小よび合法的」から「法的または合法的」に改めました。

5.8.2	<p>生産者が、その土地を使用する合法かつ正当な権利を有していて、この権利が、所有権、借地権、その他の法的文書、もしくは従来の使用権や慣習的な使用権に関する文書によって裏付けられている。</p> <p><u>先住民族および/または地域コミュニティ</u>、現在または以前の現地居住者、もしくは他の関係者が土地の使用権に対して有効に反対した場合（例えば、過去に所有していた人、強制的に退去させられた人、違法行為の結果として立ち去った人など）、以下の条件を満たしていれば、認証保有者が土地使用する正当な権利を証明することができる。</p> <p>a.紛争解決と是正措置が文書化され、実施され、影響を受けた関係者によって受諾されている。</p> <p>b.過去の違法行為が関係する場合は、この影響を受けた関係者に関連当局が含まれる。</p> <p>c.紛争が先住民族や地域コミュニティに関係している場合は、大規模農場と個別認証農場が、「付属文書第5章：社会」および「手引き書T：自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）手順」に従ってFPIC手順を実行して、必要な紛争解決と是正措置を達成する。</p>				
--------------	--	---	---	---	---

第6章：環境

主要変更点

要件6.2.5 (自己選択型スマートメーター)



変更点:

適用対象に団体責任者を追加しました。

番号	自己選択型スマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
6.2.5	耐陰性農作物を栽培する農場は、日陰被覆と種の多様性の参照基準に従って、最適な日陰被覆と種多様性を持つアグロフォレストリーシステムを達成するために取り組む。 指標 <ul style="list-style-type: none"> 耐陰性農作物を栽培している農場または生産者団体の一部の平均日陰被覆率 耐陰性農作物を育てる1ヘクタールあたりの日陰樹種の平均数 	✓	✓		✓



6.2.5	耐陰性農作物を栽培する農場は、日陰被覆と種の多様性の参照特性に従って、最適な日陰被覆と種多様性を持つアグロフォレストリーシステムを達成するために取り組む。 指標 <ul style="list-style-type: none"> 農場または生産者団体の耐陰性農作物を栽培している部分における平均日陰被覆率 耐陰性農作物を栽培している面積1ヘクタールあたりの日陰樹の種の平均数 	✓	✓	✓	✓
-------	--	---	---	---	---

要件 6.5.1 と 6.5.2



変更点（農場要件）：

統合：取水の認可に関する要件の6.5.1と6.5.2を統合しました。適用対象を調整：小規模農場への適用を削除しました。

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/ 大規模
6.5.1	生産者は、農業、家庭、または処理目的での地表水または地下水の取水に関する <u>適用法</u> を遵守する。	✓	✓	✓	✓
6.5.2	必要な場合、生産者は、農業、家庭、または処理目的での地表水または地下水の取水に承認や認可（または保留中の申請）を取得する。	✓	✓	✓	✓
↓					
6.5.1	責任者は、農業用水、生活用水、または加工処理用水として地表水および地下水を取水する際に <u>適用法</u> を遵守する。 必要な場合は、事業免許や許可証（または申請中の許可証）で遵守を証明する。		✓	✓	✓

要件 6.8.1



変更点:

調整：エネルギー削減策の実践に関する規定を、要件の冒頭から削除しました。これは6.8.2のスマートメーターで示唆されているためです。また、導入までの時間を長くしました。

6.8.1	<p>責任者はエネルギー効率を高め、可能な限り、生産と加工に使用される再生不可能なエネルギー源への依存を減らすための対策を実施する。</p> <p>生産と加工に使用されるエネルギー源と関連機械の種類が定量化され、文書化される。</p> <p>団体責任者の場合、これは、団体が加工・精選にエネルギーを使用している場合に適用される。</p> <p> 手引き書Nを参照：エネルギー効率</p>		✓	✓	✓
-------	--	--	---	---	---



6.8.1	<p>責任者は、<u>認証農作物</u>の生産と加工処理に使用するエネルギー源の種類とその使用量を文書化する。</p> <p>団体責任者の場合、これは、団体が加工処理にエネルギーを使用する場合のみ適用される。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-15手引き書N：エネルギー効率」</p>		✓	✓	✓
-------	--	--	---	---	---

第1.3版の主な変更点については各基準書で確認を行ってください。

第1.3版の主な変更点

本書

SA-S-SD-2-V1.3 レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準 サプライチェーン要件 (2023年2月6日発行)

における

SA-S-SD-2-V1.2 レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準 サプライチェーン要件 (2022年1月31日発行)

からの主な調整箇所の概要

要件番号	対象事項	変更内容
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、基準を単純化しました。1.5.1 (苦情解決)、1.6.1 (ジェンダー)、5.1.1 (評価対応) の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を1.1.5に統合しました。 責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.5.1	苦情解決制度	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
1.6.1	ジェンダー平等	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である1.1.5に統合しました。
2.1.3	トレーサビリティ	明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスマバランスには適用されなくなりました。
2.1.12	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：トレーサビリティの文書に関する要件の適用対象を明確にしました。
2.2.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：認証製品として販売されなかった、または紛失した数量をトレーサビリティプラットフォームから削除するという規定を削除し、マスマバランス製品への適用についての規定を明確にしました。
2.2.4	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.2.5	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。
2.2.6	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。

第1.3版の主な変更点

本文書「SA-S-SD-1-V1.3 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件」(2023年2月6日発行)は、前版である「SA-S-SD-1-V1.2 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件」(2022年1月31日発行)から主に次の点の変更されています。

要件番号	対象事項	変更内容
9~20ページ	はじめに	調整：文章と一部の図表を調整し、明確にしました。
14ページ	要件の範囲	調整：範囲を調整して、より現実的で対応しやすい内容に変更しました。
14ページ	小規模農場と大規模農場	調整：小規模農場と大規模農場の定義を調整し、農場のシナリオをより現実的にとらえることで、労働者の保護を向上させました。 正規労働者が10人以上いる場合は、大規模農場となります。
14ページ	小規模農場の労働者数別の要件	導入：小規模農場の雇用労働者数に応じて、異なる要件を導入しました。 - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 雇年中の臨時労働者が50人以上である 上記の条件をどちらか1つでも満たす場合は、次の要件が適用されます。5.2.1、5.2.2、5.2.3、5.2.4、5.3.1、5.3.6、5.3.12、5.5.2、5.5.3、5.6.2、5.6.4。
全体	平均5人以上の雇用労働者 (小規模農場のみに適用)	削除：この区分の使用は廃止しました。
1.1.1	管理	文章を単純化しました。
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、本基準を単純化しました。1.5.1 (苦情解決)、1.6.1 (ジェンダー)、5.1.1 (評価対応) の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を1.1.5に統合しました。 責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.3	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.5	運営	単純化：小規模農場に課されていた広範な労働者記録の管理の要件を削除しました。
1.2.6	運営	単純化：小規模農場に課されていた臨時労働者の登録の要件を単純化しました。
1.2.8	運営	明確化：団体構成員のデータ共有に関する合意についての文章を明確にしました。
1.3.1	リスク査定および管理計画	調整：リスク査定の頻度を管理計画の頻度に合わせて調整するための選択肢を調整しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。

本認証審査（3年周期）

本認証審査

参考) [認証とライセンスの更新認証プラットフォーム \(RACP\) 上での手続きについて](#)

RACPユーザーマニュアル:

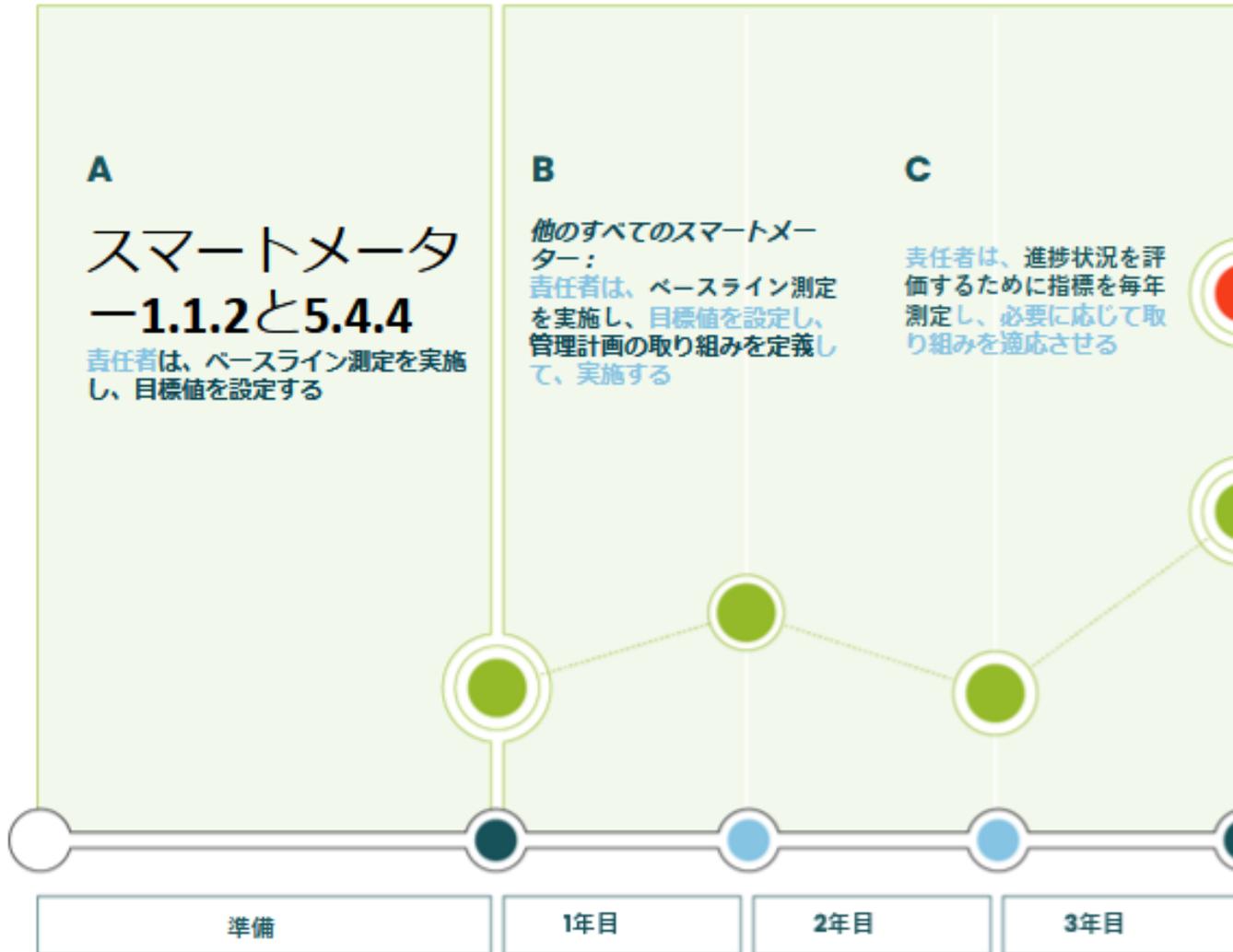
- [農場認証保有者用](#)
- [サプライチェーン認証保有者用](#)

※サプライチェーン認証保有者用のマニュアル日本語は現在準備中

- **農場認証保有者**の本認証周期の実装開始日：**2023年7月1日**～
(バナナの農場認証保有者を除く)
- **サプライチェーン認証保有者**の本認証周期の実装開始日：**2022年7月1日**～ (バナナのサプライチェーン認証保有者を除く)
- **ライセンスの有効期限は1年間**です。
- **すべての認証保有者は毎年RACPで認証範囲の更新を行う必要があります。**
- サプライチェーン認証保有者のサプライチェーンリスク査定についても更新毎に実施され、リスクレベルの確認とそれに伴う検証/確認/審査が必要です。

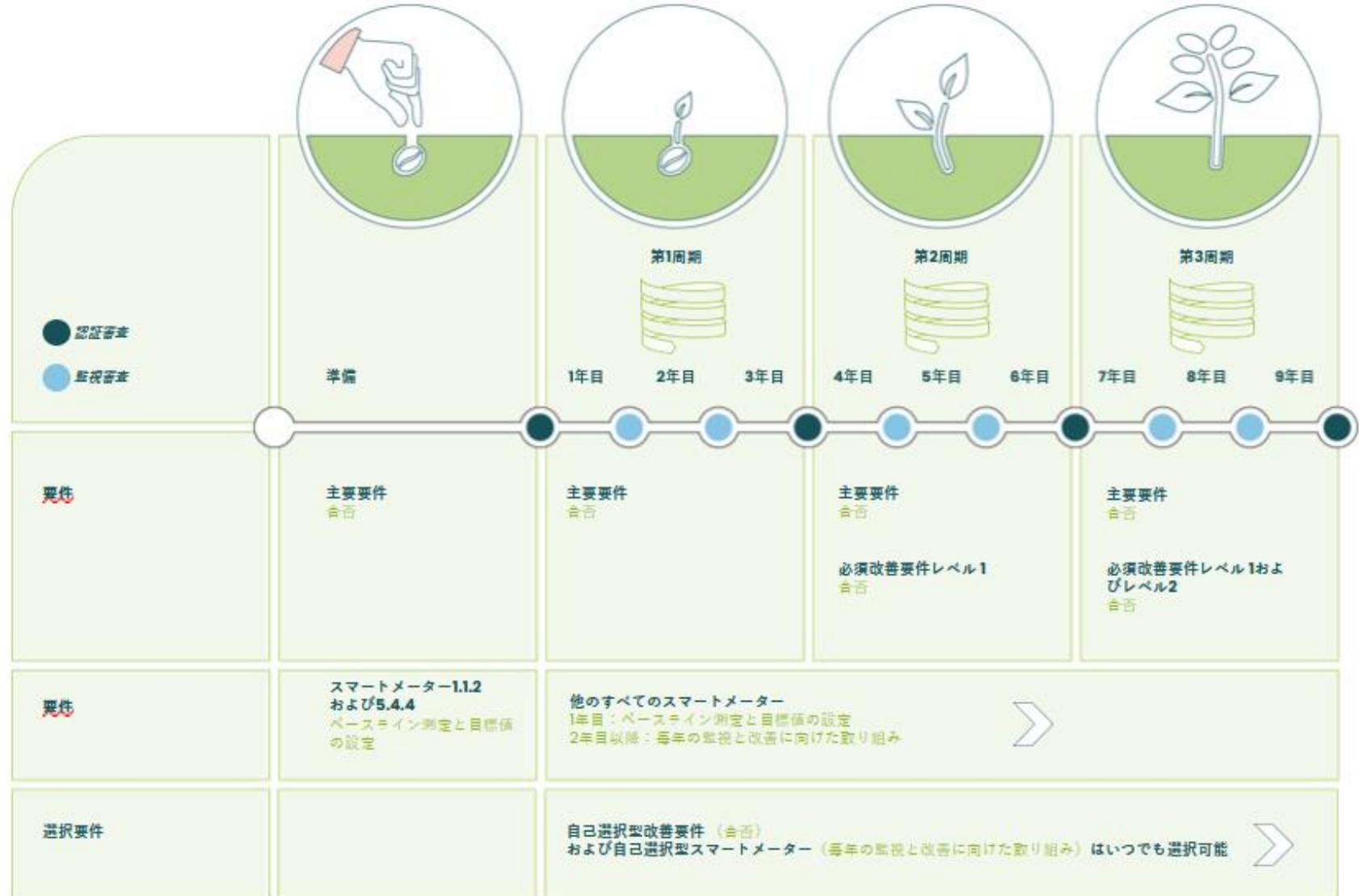
	1年目 認証	2年目 監視	3年目 監視
A-非常に低い	レインフォレスト・アライアンス検証	レインフォレスト・アライアンス自動確認	レインフォレスト・アライアンス自動確認
B-低	CB 遠隔認証審査	レインフォレスト・アライアンス検証	レインフォレスト・アライアンス自動確認
C-中	CB 実地認証審査	CB 遠隔監視審査	レインフォレスト・アライアンス検証
D-高	CB 実地認証審査	CB 実地監視審査	CB 遠隔監視審査
E-非常に高い	CB 実地認証審査	CB 実地監視審査	CB 実地監視審査

注意: スマートメーターについて (農場認証保有者)



- 本認証1年目から、スマートメーターについてが適用されます。ベースライン測定は1年目に実施し、認証の第2周期までに到達する目標値を設定します。
- 詳細リスク査定は、適用される要件に従って実施する必要があります。

改善の過程の概要



【サプライチェーン認証保有者】：

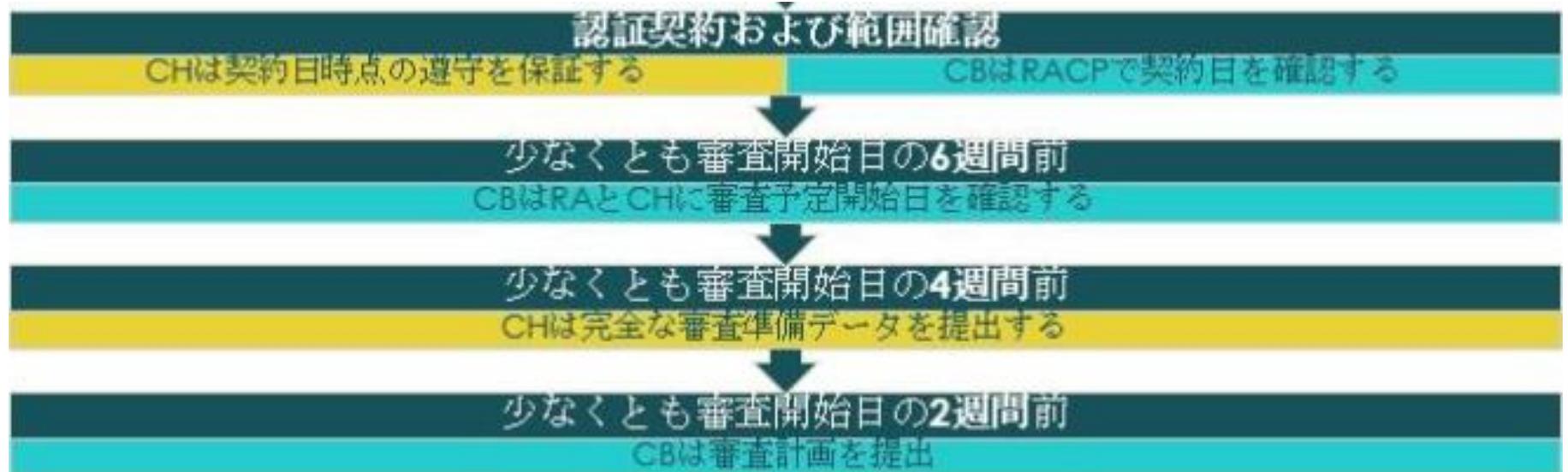
サプライチェーンリスク査定結果が「レベルAー非常に低い」で認可手続きが必要な場合、現在有効なライセンスが失効する少なくとも3か月前には、セルフアセスメントの提出が必要です。提出後、「Request Endorsement」のボタンをクリックするのを忘れないでください。

セルフアセスメントが受理されたとしても、現在有効なライセンスが失効する直前までライセンスは更新されないことに留意してください。

【認証審査を受ける場合】：審査に関する契約を結んだら、RACP上で必ず認証機関を選択することを忘れないでください。

認証審査までのスケジュール

- ライセンスが失効する約6か月前からRACP上で認証範囲の更新が可能になります。
- 【サプライチェーン認証保有者】 RACP上の登録情報に基づき、毎年サプライチェーンリスク査定が必要ですが、結果を受け取るまでに約3～4週間要します。
- 【農場認証保有者】 RACPを通じて提出された位置情報データに基づく、位置情報データリスク査定結果を受け取るまでに約2～3週間要します（提出データに問題がある場合は、通知されます）。



認証審査から認証付与までのスケジュール

審査過程、結果、または認証決定について意見がある場合は、[苦情処理手続き](#)に従って苦情を申し立てることが可能です。

またレインフォレスト・アライアンスの決定に対して異議がある場合は[上訴する](#)ことも可能です。

いずれも提出された申請内容の精査が行われることに留意してください。

[【参考：苦情処置手続き】](#)

要件についての解釈についての質問、疑問、不適合の解消方法についてのご相談については、

customersuccess@ra.orgまでお問合せください。





Q&A

Q&A

	質問	回答
1	商標使用申請についてはこれまでどおりマーケットプレイスを使用しますか？	はい、現在のところは引き続きマーケットプレイスをご使用の上申請と承認を得てください。
2	今回の改定で最も注意すべき点だと思う点を教えていただけると幸いです。特にbuyer・sellerの監査の観点からお願いします。（生産者側は結構です）	サプライチェーン認証要件については要件1.1.5以外については大幅な改定はなく文書の明確化などが主になります。詳細な変更点について、自社に適用される要件と要件の変更についてをまとめたページなどを参照するようにしてください。
3	サプライチェーン認証保有者向けのRACPユーザーマニュアルは日本語版を作られるご予定はありますか？	はい、現在のところは日本語版の作成を予定しております。
4	サプライチェーン関係者も5章「社会」は要件として今後関係するのでしょうか？	5章はサプライチェーン関係者も適用の範囲ですが、自社に適用されるかについては認証範囲によっても異なりますので詳細はRACPで適用される要件を確認してください。
6	ライセンスと認証の期限は別々でしょうか？	本認証からは別になります。本認証は3年周期ですので認証は3年間となりますが、ライセンスは1年間の期限となります。

認証プログラムに関する文書と役立つリンク集

認証プログラムに関する文書と役立つリンク集

拘束力のある文書

- [持続可能な農業基準 サプライチェーン要件\(V1.3\)](#)
- [持続可能な農業基準 農場要件\(V1.3\)](#)
※日本語版は近日中公開

以下、文書については現在英語版のみ。

- [付属文書S01：用語集（V1.3）](#)
- [付属文書第2章：トレーサビリティ（V1.1）](#)
- [付属文書第3章：収入と責任の共有（V1.1）](#)
- [付属文書第5章：社会（V1.1）](#)
- [付属文書第6章：環境（V1.1）](#)
- [2020認証・審査規則（V1.3）](#)

ユーザーマニュアル

- [農場認証保有者向け RACPユーザーマニュアル](#)
- [サプライチェーン認証保有者向け RACPユーザーマニュアル（現在、英語版のみ）](#)
- [サプライチェーン認証保有者向け トレーサビリティユーザーマニュアル](#)
- [農場認証保有者向け トレーサビリティユーザーマニュアル](#)

ウェブサイト

- [2020認証プログラム](#)
- [持続可能な農業基準2020に関するEコース](#)
- [過去の説明会録画と資料](#)

RAINFOREST ALLIANCE